

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## France Legal Update

---

2026年6月17日

### 経済活動簡素化法成立

#### —営業権・株式等譲渡に関する従業員への事前通知義務の簡素化と 企業結合届出基準額の引上げ—

弁護士 豊田 愛美

##### Contents

---

- I. 経済活動簡素化法とは
- II. 営業権・株式等譲渡に関する従業員への事前通知義務の簡素化
  - 1. Hamon 法によって導入された従業員事前通知義務の弊害
  - 2. 簡素化のポイントと施行時期
- III. 企業結合届出基準額の引上げ
  - 1. 20 年以上にわたり放置された審査基準
  - 2. 新基準の内容と施行時期

### I. 経済活動簡素化法とは

本年 4 月 15 日、企業向けの手続簡素化及び規制負担の軽減を目的とする経済活動簡素化法(LOI n° 2026-403 du 26 mai 2026 de simplification de la vie économique)が、約 2 年にわたる議会審議及び経済界関係者との綿密な協議を経て、正式に可決された。

通常、法案が最終可決された場合には、15 日以内に大統領による公布及び官報掲載が行われるのが原則だ。しかし、本法に対しては、社会党会派及び環境派会派、さらに中道系議員から、憲法評議会に対し、都市における低排出モビリティ区域(ZFE)廃止に関する規定など、主に環境分野に関する条項について違憲審査請求がなされていたため、公布が遅延されていた。

その後、5 月 21 日、憲法審議会は、本法 84 条のうち 25 条について、「法案本来の趣旨と関連性を欠く追加条項(いわゆる「便乗条項(cavaliers législatifs)」)であるとして、その全部又は一部を違憲として削除する旨の決定を下した。これを受け、残った条文が 5 月 26 日に公布され、翌 27 日付で官報に掲載された。

本法は、企業による公共調達へのアクセス改善(本法 12 条以下)、行政分野における調停制度の一般化(本法 25 条)、中小企業の財務基盤保護を目的とした銀行(本法 29 条)・保険(本法 30 条)・及び商業貸借借分野(本法 62 条以下)における新制度の導入など、多岐にわたる分野を対象としているが、本稿では、その中でも特に重要と考えられる「営業権・株式等譲渡に関する従業員への事前通知義務の簡素化」(II)及び「企業結合基準額の引上げ」(III)について取り上げる。

## II. 営業権・株式等譲渡に関する従業員への事前通知義務の簡素化(本法 22 条)

### 1. Hamon 法によって導入された従業員事前通知義務の弊害

2014 年 7 月 31 日法律 2014-856 号(いわゆる「Hamon 法」)は、従業員 250 人未満の企業において、営業権(fonds de commerce)の譲渡、又は有限会社(SARL)の持分若しくは株式会社(SA、SAS)の株式の過半数を譲渡する場合における、従業員に対する事前通知義務を課した。これは、従業員自身に買取提案を行う機会を保障することを目的として導入されたものである。

具体的には、従業員 50 人未満の企業においては、従業員に対して売却の意思を通知してから 2 か月が経過するまで譲渡を実行することはできないものとされていた<sup>1</sup>。また、従業員数が 50 人以上で社会経済委員会(CSE)が設置されている企業については、CSE に対する譲渡計画に関する情報提供・協議手続と同時に又はそれ以前に、従業員に対しても売却意思を通知する必要があった<sup>23</sup>。

しかしながら、2 か月の待機期間は、迅速な営業権・株式譲渡を困難にするだけでなく、企業にとって手続負担や不確実性を増大させ、営業権・株式等譲渡の弊害となっていた。

また、本制度の施行から 10 年以上が経過した現在においても、従業員による買取件数は年間およそ 50 件程度にとどまっており、制度導入前の年間 40 件と比較しても大きな増加は見られず、顕著な効果は確認されていなかった<sup>4</sup>。

### 2. 簡素化のポイントと施行時期

そこで、本法 22 条は、従業員への通知義務の対象を、従業員 50 人未満の企業及び CSE が設置されていない企業に限定することとした。すなわち、従業員数が 50 人以上で CSE が設置されている企業については、CSE に対する情報提供・協議義務は維持される一方、従業員に対する個別通知義務は廃止されることになる。

また、譲渡実行までの待機期間についても、従前の 2 か月から 1 か月へと短縮された。さらに、本制度に違反した場合に科せられる行政上の過料についても、従来の「売却価格の 2%」から、「0.5%」へと引き下げられた。

なお、本改正は、公布から 2 か月後、すなわち本年 7 月 28 日以降に締結される譲渡契約に適用される<sup>5</sup>。したがって、営業権・株式等譲渡を検討されている従業員 250 人未満の企業については、本条の施行時期も踏まえたスケジュールリングが重要となる。

## III. 企業結合基準額の引上げ(本法 24 条)

### 1. 20 年以上にわたり放置された審査基準

競争当局による企業結合審査の届出基準額は、その施行以来、一度も改正が行われていなかった。すなわち、一般の基準額については 2004 年以来約 20 年間、小売業に関する特別基準額については 2008 年以来約 16 年間、見直しが行われていなかった。他方、フランスの経済状況はその間に大きく変化し、インフレ率及び名目 GDP は上昇を続けており、その結果、これらの基準額の相対的水準は実質的に低下していた。このことが、競争当局への届出件数 30%増という事態を招き、競争上の問題をほとんど有しない案件についてまで、企業に対して相当な費用・手続負担を課すとともに、取

<sup>1</sup> 商法典 旧 L.141-23 条(営業権譲渡)・旧 L.23-10-1 条(持分・株式譲渡)。

<sup>2</sup> 商法典 旧 L.141-28 条(営業権譲渡)・旧 L.23-10-7 条(持分・株式譲渡)。

<sup>3</sup> 従業員数が 50 人以上であっても、CSE が設置されていない企業については、50 人未満企業と同様の手続を遵守する必要あり(商法典 旧 L.141-28 条、旧 L.23-10-7 条)。

<sup>4</sup> 内閣「経済活動簡素化法案の影響評価書(ÉTUDE D'IMPACT PROJET DE LOI de simplification de la vie économique)」2024 年 4 月 23 日 103 頁。

<sup>5</sup> 本法 22 条Ⅱ項。

引実行時期の遅延を生じさせる状況となっていた<sup>6</sup>。

## 2. 新基準の内容と施行時期

そこで、本法 24 条は、以下の表のとおり、届出基準額を引き上げた<sup>7</sup>。これにより、現在競争当局へ届出がなされている企業結合案件のうち、およそ 20～30%が審査対象外となる見込みであり、その分、対象企業の費用・手続負担も軽減されることとなる<sup>8</sup>。また、競争当局は、より問題性の高い企業結合案件や、競争法上問題となり得る買収行為、また欧州委員会から付託される大規模案件の審査に、資源をより重点的に配分できるようになる<sup>9</sup>。

なお、本改正は、欧州委員会による企業結合審査に影響を及ぼすものではない。新基準は、以前として欧州の届出基準よりも低い基準にとどまっており、また、2004 年 1 月 20 日理事会規則 139/2004 号(いわゆる「EU 企業結合規則」)の管轄に該当する取引の場合は、フランス競争当局への届出対象外とする規定は存続する<sup>10</sup>。

一般基準	改正前	改正後
企業結合に参加する全グループの全世界における税抜売上高	1 億 5,000 万ユーロ	2 億 5,000 万ユーロ
関係する企業のうち少なくとも 2 社によるフランス国内における税抜売上高	5,000 万ユーロ	8,000 万ユーロ
小売業基準	改正前	改正後
企業結合に参加する全グループの全世界における税抜売上高	7,500 万ユーロ	1 億ユーロ
関係する企業のうち少なくとも 2 社によるフランス国内の小売業分野における税抜売上高	1,500 万ユーロ	2,000 万ユーロ

本改正は、公布月の 4 か月後の初日、すなわち本年 9 月 1 日以降に競争当局へ通知される企業結合案件に適用される<sup>11</sup>。したがって、改正前の基準値には該当するが、改正後の基準値を下回るような企業結合を検討されている企業については、本法の施行時期を考慮したうえでスケジュールを検討することが非常に重要となる。

以上

<sup>6</sup> 内閣・前掲注(4)129 頁。

<sup>7</sup> 海外県・海外領土(outre-mer)に適用される特別基準額については、今回の改正の対象とはされていない(商法典 L.430-2 条Ⅲ項)

<sup>8</sup> 内閣・前掲注(4)129 頁。

<sup>9</sup> 競争当局 <https://www.autoritedelaconurrence.fr/fr/communiqués-de-presse/adoption-du-projet-de-loi-de-simplification-de-la-vie-economique-lautorite-de>(2026.4.16)

<sup>10</sup> 商法典 新 L.430-2 条Ⅰ項 3 号(一般基準)・同条Ⅱ項 3 号(小売業基準)。

<sup>11</sup> 本法 24 条Ⅱ項。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 豊田 愛美 ([manami.toyota@amt-law.com](mailto:manami.toyota@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。